



清友短信

発行日 2024年2月5日

No. 101

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

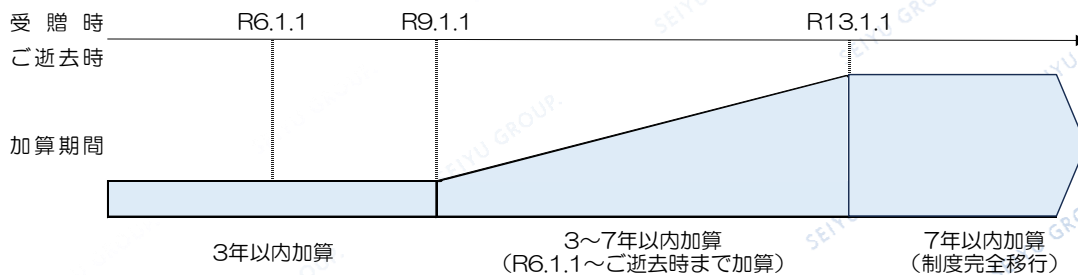
令和6年1月1日以降の贈与税の主な改正点

暦年課税において相続財産へ持戻して加算される贈与の範囲が相続開始前3年間から7年間に延長されました。また、相続時精算課税において年間110万円の基礎控除が創設されました。

1. 暦年課税

年間110万円の基礎控除後の残額に累進税率を適用して贈与税額を計算・納付する課税方式です。

改正点	改正前	令和6年1月1日以降
加算期間	相続開始前3年以内にされた暦年課税の贈与	相続開始前7年以内にされた暦年課税の贈与 ※ただし、下図のとおり経過措置あり。
加算額	贈与により取得した財産価額の全額	贈与により取得した財産価額の全額 (相続開始前3年間) + 贈与により取得した財産価額-100万円 (相続開始前7年間の内、上記を除く4年間)



2. 相続時精算課税

相続時精算課税選択届出書の提出以降の累積贈与額（令和6年1月1日以降の贈与については毎年110万円の基礎控除あり）が2,500万円を超えた場合に、当該超過部分について一律20%にて贈与税額を計算・納付する課税方式です。

	贈与者（財産を贈与する人）	受贈者（財産の贈与を受ける人）
適用要件	<ul style="list-style-type: none">贈与のあった年の1月1日時点において60歳以上であること <p>※いったん選択すると暦年課税には戻せない</p>	<ul style="list-style-type: none">贈与のあった年の1月1日時点において18歳以上であること贈与者の子（養子可）や孫であること

改正点	改正前	令和6年1月1日以降
基礎控除の創設	特定贈与者からの贈与は 全額が相続税の課税対象	特定贈与者(※1)からの贈与は 暦年課税とは別に毎年110万円(※2) までは課税されない 注) 特定贈与者が複数ある場合には 110万円を按分(下図参照)
災害により被害を受けた土地・建物の取り扱い	贈与時の価額を相続税の課税価額に加算	一定以上の被害(※3)を受けた場合 相続時に評価額を再計算可能
加算額	相続時精算課税選択届出書の提出以降の累積贈与額 -2,500万円	相続時精算課税選択届出書の提出以降の累積贈与額 -毎年110万円(※2) -2,500万円

(※1) 相続時精算課税の選択をした贈与者を指します

(※2) 令和6年1月1日以降に相続時精算課税を選択し、4年間で1,000万円、100万円、50万円、2,000万円を各年に贈与

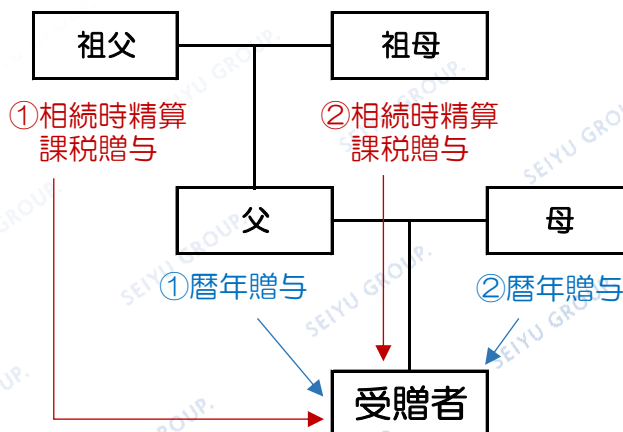
贈与税の課税価額および相続財産への加算額は、890万円、0円、0円、1,890万円の合計2,780万円から2,500万円を控除した280万円となります。基礎控除の累計額は、4年間で必ずしも440万円(110万円×4)となるわけではありません。

また、令和5年12月31日以前から同制度を選択している場合でも、基礎控除110万円は令和6年1月1日以降の贈与についてのみ適用されます。

(※3) 一定以上の被害：贈与時の価額又は相続発生時の想定価額の10%以上を占める被災価額となる被害を指します。

基礎控除額の取り扱いについて

下図のとおり、暦年課税における基礎控除額110万円と相続時精算課税における基礎控除額110万円は併用が可能です。



※受贈者が各贈与年に適用できる基礎控除額

①②合わせて110万円

①②合わせて110万円